

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

## 秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第23条中「行う文書」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 法令等の規定により公印を押印することとされているもの
- (2) 局又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの（相手方が電子情報処理組織を使用して申請を行うための情報処理システムにより申請をした場合における当該申請に対する通知（相手方が当該情報処理システムにより当該通知を受けることを申し出ている場合に限る。）を除く。）
- (3) 事実証明に関するものその他特に信用力を付与する必要があるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要と課長等が認めるもの

第24条第 3 項中「は、ファクシミリ」を「以外の文書は」に改める。

## 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。